

平成29年8月7日

第3回「書面による仙台市タクシー特定地域協議会」の開催について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき、仙台市における公定幅運賃の範囲の変更を求める要請があったことから書面による協議会を開催することをお知らせします。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、8月17日（木）10時までに、問い合わせ先まで別添申出書にてお申し出下さい。（FAX可）

【問い合わせ先】

宮城県タクシー協会 仙台地区総支部
担当 千葉 TEL (022) 256-0356

申出書送付先 宮城県タクシー協会仙台地区総支部
FAX (022) 299-6256

申 出 書

仙台市タクシー特定地域協議会の構成員として参画を申し出します

1. 申し出年月日 : 平成 年 月 日

2. 氏名(及び「ふりがな」):

3. 申し出者の住所 :

4. 申し出者の所属

該当する所属欄に○を付けてください

- タクシー事業者
- タクシー事業者団体等
- タクシー運転者の所属する労働組合等
- その他
()

5. 所属先の事業所名又は団体名 :

6. 所属先の役職名

7. 所属先の住所 :

8. 所属先の電話番号 :

※個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には
使用しません。